

未加入の方は要注意！！

鹿児島県医師会 医師賠償責任保険

団体割引
20%

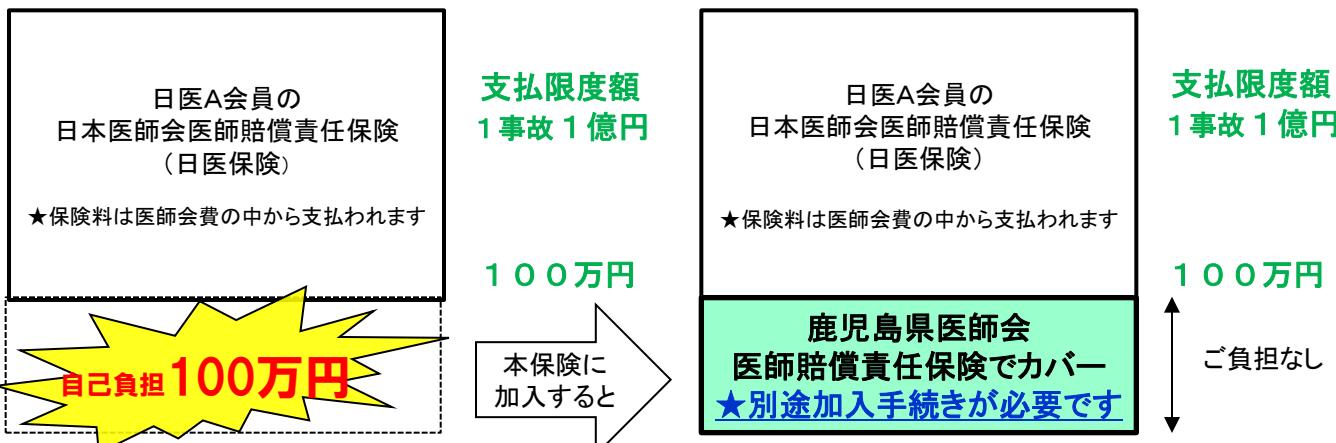
医療訴訟で医師個人に高額の負担が発生している事例があります。

1. 保険の仕組み (日本医師会医師賠償責任保険を補完する位置づけです)

日医保険で補償の対象となっていない100万円までの損害を補償いたします。

<ご参考>日本医師会医師賠償責任保険(日医保険)の仕組み

日医保険は、日医A会員(A①・A②)の方が自動的に加入されている保険であり、医療行為に伴いA会員個人が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害のうち、100万円を超える部分を補償します
(1事故1億円・保険期間中3億円限度。日医特約保険ご加入の場合は1事故3億円・保険期間中9億円限度)。



2. 保険料と支払限度額

(1) 1人あたりの支払限度額と年間保険料

| 支払限度額 | | 自己負担額 (免責金額) | 年間保険料 (一時払) |
|----------|---------|-----------------|----------------|
| 対人1事故につき | 対人保険期間中 | | |
| 100万円 | 300万円 | なし | 4,010円 |

①保険期間: 2026年2月1日午後4時~2027年2月1日午後4時 (1年間)

中途加入時は、申込月の翌月1日午後4時~2027年2月1日午後4時までです。

②保険料: 4,010円

中途加入時は、ご加入期間に応じて月割で計算した保険料となります。

③団体割引: 20%適用



(2) 中途加入希望の際は、加入依頼書・加入時期・中途加入保険料・保険料納入方法等について、取扱代理店までお問い合わせください。

このチラシは医師賠償責任保険の概要についてご紹介したものです。保険の内容は「鹿児島県医師会 病院総合補償制度のご案内」をご覧ください。詳細は、契約者である団体の代表者の方にお渡してあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら取扱代理店におたずねください。

(取扱代理店)

鹿児島県医師協同組合
〒890-0053 鹿児島市中央町8-1
TEL:099-254-8126

受付時間: 平日午前9時から午後6時まで iky-toiawase@kagoshima.med.or.jp

メールでの
お問い合わせは ⇒
こちらから



(引受保険会社)

東京海上日動火災保険株式会社
担当課: 鹿児島支店営業課
〒892-8567 鹿児島市加治屋町12-5
TEL:099-225-6251
受付時間: 平日午前9時から午後5時まで

補償のあらまし

| 保険金をお支払いする場合 | お支払いする保険金 | 保険金をお支払できない主な場合 |
|---|--|--|
| <p>医師賠償責任保険(医師特別約款)</p> <p>被保険者またはその使用者その他被保険者の業務の補助者が日本国内において医療業務を遂行するにあたり職業上相當な注意を用いなかったことに起因して、他人の身体・生命に障害が発生し、保険期間中にその障害が発見された場合において被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いします。</p> <p>そのほか、</p> <p>①被保険者の直接指揮監督下にある看護師等が行った医療業務による事故で、その指揮・監督責任を問われた場合(なお保険会社が看護職等に対し代位求償を行う場合もございます)</p> <p>②常勤の病院のみならず出張診療等における医療事故等により被保険者が法律上の賠償責任を問われた場合も対象となります。</p> | <p>この保険では、被保険者が負担する次の損害に対して約款の規定に従い保険金をお支払いします。</p> <p>①法律上の損害賠償金 法律上の賠償責任が発生した場合において、被保険者が被害者に対して支払責任を負う損害賠償金</p> <p>※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に引受保険会社の同意が必要となります。</p> <p>②争訟費用 損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出した弁護士費用、訴訟費用等(訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。)</p> <p>③損害防止軽減費用 事故(*1)が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続、または既に発生した事故に係る損害の発生・拡大の防止のために引受保険会社の同意を得て支出した費用</p> <p>④緊急措置費用 事故(*1)が発生し、被保険者が損害の防止軽減のために必要な手段を講じた後に損害賠償責任がないことが判明した場合において、応急手当、護送等緊急措置に要した費用、または引受保険会社の同意を得て支出したその他の費用</p> <p>⑤協力費用 引受保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が引受保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用</p> <p>(*1)医療業務の遂行に起因する患者の身体・生命の障害をいいます。</p> <p>保険金のお支払い方法は次の通りです。</p> <p>上記①の法律上の損害賠償金については、その額に対してご加入された支払限度額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>上記②～⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払いの対象となります(支払限度額は適用されません)。ただし、上記②の争訟費用については、「①法律上の損害賠償金÷支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷①の損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。</p> | <p>次の事由によって生じた損害は、保険金お支払いの対象とはなりません。</p> <p>①保険契約者または被保険者の故意 ②戦争、変乱、暴動、騒じょう、労働争議 ③地震、噴火、洪水、津波、高潮 ④被保険者と他人の間の特別な約定によって加重された賠償責任 ⑤被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対して正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任 ⑥被保険者と同居する親族に対する賠償責任 ⑦被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する賠償責任 ⑧排水または排気(煙を含みます)に起因する賠償責任 ⑨医療施設(設備を含みます)、航空機、車両(原動力がもっぱら人力である場合を含みます)、船舶または動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任 ⑩名譽毀損または秘密漏えいに起因する賠償責任 ⑪美容を唯一の目的とする医療行為に起因する賠償責任 ⑫医療の結果を保証することにより加重された賠償責任 ⑬所定の免許を有しない者が遂行した医療行為に起因する賠償責任。ただし、所定の許可を有する臨床修練外国医師または臨床修練外国歯科医師が遂行した医療行為に起因する賠償責任を除きます。</p> <p>⑭日本国外で行われた医療業務 等</p> |

ご加入方法について

ご加入申し込みの締切(締切日必着)

| | ご加入申し込みの締切 | 補償期間の始期 | 満期日 | 保険料 |
|-----------|-------------------------------|----------------|-----------------------|------------------------|
| 保険始期からの加入 | 2026年1月16日(金) | 2026年2月1日 午後4時 | 2027年 2月1日 午後4時 | 4,010円 |
| 中途加入 | 各月20日 (20日が土・日・祝日の場合は前営業日) | 申込締切日の 翌月1日 | | 取扱代理店または引受保険会社にご確認ください |

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険株式会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険株式会社との間で問題を解決できない場合には、同協会に相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。
(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間：午前9時15分～午後5時
(土日祝・年末・年始を除きます。)

